

農林水産分野の現場での

知的財産

発掘

+

活用法



はじめに

農林水産業の現場ではさまざまな技術が開発されています。

しかし、せっかく開発し特許などを得ても、広く役立てられていないものがたくさんあります。

また、特許申請されることなく日常利用されている技術も多く存在します。

これらを「知的財産」として発掘し、適切に保護しながら有効に利用することが、これからの農林水産業を活性化させ、私たちの暮らしを良くすることにつながります。

そこで、こうした知的財産の発掘や活用をどのように進めたらいいか、その方法を簡単にまとめてみました。より詳しい資料もご用意してありますので、興味のある方はぜひお問い合わせください。

2009年3月

社団法人 農林水産技術情報協会



すでに開発された 知的財産を利用するには

1 使いたい技術を発掘しよう

特許の図書館へGO！

今まで農林水産業の現場ではたくさんの有用な技術が開発されてきました。でも、その多くは、特許を取ったものでも本人以外にはあまり知られていなかったり、個人でそうした技術売り込むことは難しいので、広く利用されていないのが実情です。

もし、これらの技術を農業経営などに導入して活用できれば、収量を増やしたり、現在の問題が解決できたりするかもしれません。

そこで、まず、どんな特許があるのかを知り、使いたい技術を発掘しましょう。

それには、「特許電子図書館」にアクセスするのが近道です。

また、特許を取ろうとする人は、既に類似の技術があるかどうかを調べることで、ムダな研究や出願をしないですみます。

独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営する

特許電子図書館(略称IPDL)

<http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>

オイラの中には
眠れる財宝が
ザックザク〜♪

ワンポイント
アドバイス

産業分野の「知的財産」を守るため、特許・実用新案・意匠・商標の各制度があります。

特許電子図書館には、国内で登録・公表されたこれらの全データが収められています。パソコンで「IPDL」「特許電子図書館」などと検索するとすぐにアクセスでき、自宅にいながらにして必要な技術をさがすことができますよ。

参考 特許とは？

特許出願後に審査請求し、審査をパスして登録されると、出願日から最長20年間「特許権」が与えられます。特許制度は、自然法則を利用した高度な技術の発明者に一定期間独占権を与えて保護する一方、発明内容を公開することで利用を促進し、産業の発展に役立てることを目的として制定されました。物品の形状などに関するものは「実用新案」制度の対象となり、技術的な水準は不問です。



2 電子図書館で特許を検索してみよう

具体的な検索方法

特許電子図書館には、情報を整理するための決まりがあります。その一つが「国際特許分類」という分類方法で、「IPC」という略称で呼ばれるものです。たとえば、農林水産分野の特許については「A01（農業・林業・畜産・狩猟・捕獲・漁業）」というクラスの中に、さらに細かく分類されて収められています。

そこで、ほしい情報を効率よくさがすために、このIPCのしくみを知ることが必要です。

1 分類コードをさがすには

(①～④を順にクリック)

特許電子図書館のトップページから

① 特許・実用新案検索の「6.パテントマップガイダンス」

② 照会の「IPC照会」ボタンを押す

③ セクション選択の「Aセクション(生活必需品)」

④ クラス選択の「A01(農業・林業・畜産・狩猟・捕獲・漁業)」

から入り、順に階層をたどる形で検索することができます。

★例えば「自走式コンバイン」の特許を見たいときは、以下の順でその分類コードをさがします。

① IPC照会欄に「A」と入力し、照会ボタンを押します。

A01のクラス選択の後で

→②サブクラス選択(収穫・草刈りはA01D)→③メイングループ選択(コンバインは41/00)

→④サブグループ選択(自走式コンバインは41/02)

と、たどります。最終的にこれらをつなげた「A01D41/02」というコードが求める分類コードです。

2 分類コードがわかったら

順番にクリックしていくと簡単!



特許電子図書館のトップページから

① 特許・実用新案検索の「3.公報テキスト検索」を開く。

② 公報テキスト検索画面の「公報種別」で調べたい公報種別を選択。
(複数選択可)

③ 検索項目選択欄で「IPC」を選び、「検索キーワード」欄に分類コードを入力。(例:A01D41/02)

④ 検索項目選択欄で「要約+請求の範囲」を選び、「検索キーワード」欄に検索したいキーワードを入力。(例:ブレーキ 停止)

※キーワードの間にはスペースを入れると「or(又は)」「and(且つ)」「検索方式」欄で選択のいずれかの意味で検索できます。

⑤ 「一覧表示」ボタンを押すと、文献一覧が表示される。

⑥ 文献一覧の中の文献番号をクリックすると、文献情報が表示される。

「全項目」を選択すると公報の全文を読むことができます。また、右に表示される「図面選択」では各図面を見ることができます。

ワンポイント
アドバイス

分類コードをさがす「特許マップガイダンス」にはこの「公報テキスト検索」の画面上から入れます。

詳しい検索方法については、特許電子図書館のヘルプデスクや、都道府県の社団法人発明協会の支部（知的財産所有権センター）等に配置されている「特許情報活用支援アドバイザー」にご相談ください。

検索方法は
お気軽にご相談
ください



3 特許技術を実際に活用するには？

専門家に協力依頼を

ライセンスや譲渡による「技術移転」をサポートします



使いたい特許技術がわかったら、本格的に導入を検討する前に、その内容や研究のレベル、データや試作品の有無などを確認しましょう。

こうした技術的な評価については、農業研究機関や農業普及指導員などに相談してください。農業団体からの支援や公的施設の利用などが見込める場合もあります。

また、特許の活用にあたっては、ライセンス（実施権許諾）や譲渡（売買）という方法で、特許の保有者から技術を提供してもらうことになります。これを「特許流通」や「技術移転」といい、その際に必要となる特許保有者との交渉や契約には、「特許流通アドバイザー」が力になってくれます。

実証試験については、特許保有者を含むグループや地域の農業者等による実施例があるといいですね。

ワンポイント
アドバイス

現場で開発されたものは、特許段階で実用化までの目途が立っている例は少なく、いわば荒削りの原石がほとんど。実用化するには、特許技術を用いたサンプルの作成や実証試験が必要になります。

サンプルは基本的に特許保有者が作成しますが、ない場合は、研究機関等に人的及び経費的な支援をお願いすることも一つの方法です。



参考 特許流通アドバイザーとは？

円滑な特許流通や技術移転の促進を図るため、地方自治体やTLO等に配置されている「特許権とその流通に関する専門家」が特許流通アドバイザーです。特許導入希望者への助言をはじめ、大学等が有する特許の地域産業界への移転の支援、関連情報の収集・分析、個別案件のマッチングなどの活動を行っています。



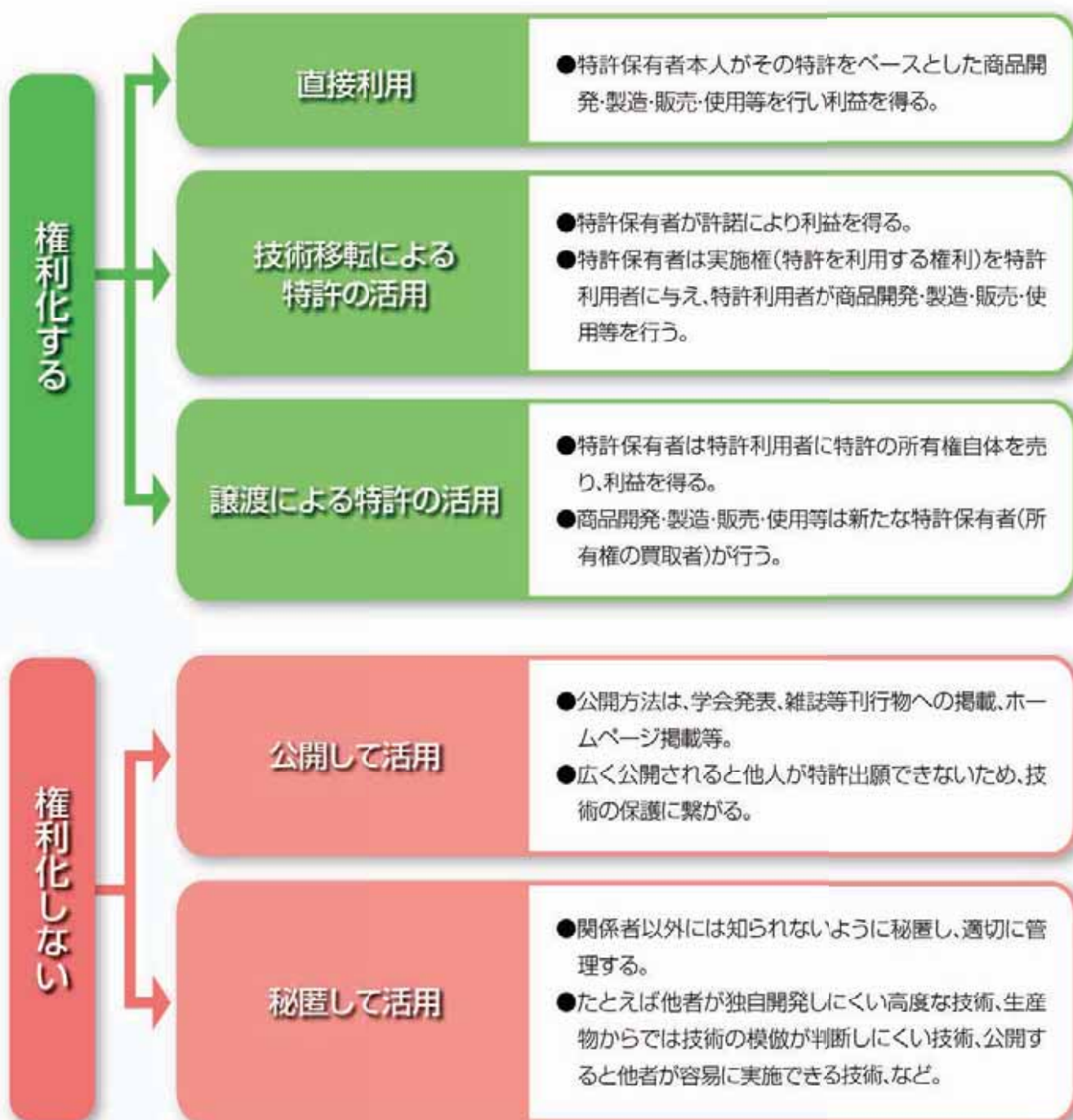
開発した技術を 保護しながら活用するには

最後に、あなたが技術の開発者・発明者となった場合の対応方法を考えてみましょう。

まず、「特許や実用新案として権利化する」のか「権利化しない」のかを選んでください。

権利化する場合は、それなりの手続きや費用は必要になりますが、知的財産として保護され、自分で直接活用しなくとも、他の人にその技術を提供して利益を得ることができます。

権利化しない場合は、①公開して広く利用してもらう、②他の人に技術を利用されないよう秘匿する(個人または限られたグループ等で適切に管理)、という二つの方法があります。



1 権利化する場合 特許権や実用新案権を取得しよう



特許や実用新案として権利化するには、手続きや出願可否の判断などについて弁理士の指導等が必要となります。また、その技術が地域の農林水産業にとって有用である場合には、地域共有の財産として活用を図る観点から、公的機関等の支援を仰ぐことも一つの方策です。

公的機関等による支援の内容

- その技術が出願できるか、出願を円滑に行える技術的なデータがあるか、等の事前評価
- 特許化の手続き等に関する支援
- 特許の説明会や相談会の開催（社団法人発明協会の支部等では定期的に発明相談等を実施）
- 技術の新規性・既存特許との抵触等を確認するための調査（出願時に必要）に関する支援や相談

■特許出願等にかかる費用

手続き	基本料(円)	1請求項について(円)
特許出願	15,000	—
審査請求	168,600	4,000
特許料(1~3年)まで毎年	2,300	200
特許料(4~6年)まで毎年	7,100	500
特許料(7~9年)まで毎年	21,400	1,700
特許料(10~20年)まで毎年	61,600	4,800

特許庁「手続きに必要な料金」より



2 権利化しない場合 公開か秘匿かは、技術の特性に合わせる




権利化せずに技術を活用する場合は、広く公開するか、秘匿して適切に管理するか、どちらかを選ぶこととなります。

さまざまに利用されることがその技術の最も有効な活用方法となる場合は、公開しましょう。逆に、公開することで開発者の利益が損なわれるようなものは秘匿し、適切に管理することが必要です。

参考 秘匿した場合の先使用权

もし他者が同じ技術の特許化した場合、先使用权を主張するためには、第三者が客観的に認識できるような資料（栽培・作業ノートなど）の保管など、その技術を先に実施していることの証明が必要です。開発技術やノウハウなどの証拠（期日・内容・利用場面等）を残し、公証人役場で残しておくなど、公証制度の利用が有効です。





〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町15-6 製粉会館

社団法人 農林水産技術情報協会

Tel.03-3667-8931 Fax.03-3667-8933